

## 8月度月例会のご案内



### ◆『和歌山発 クラウドファンディング日本一 glafitバイクGFR-01 誕生秘話』

8月度の月例会では、glafit株式会社 代表取締役CEO 鳴海 禎造氏をお招きし、1億2800万4810円という国内クラウドファンディングによる支援金史上最高額を達成した折り畳み式電動ハイブリッドバイク「glafitバイク」の開発の経緯や戦略等についてご講演いただきます。

日時 平成30年8月28日(火) 18時30分～19時30分  
(終了後、20時30分まで懇親会予定)

場所 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル7階  
「ナレッジサロン」内 プレゼンラウンジ 大阪市北区大深町3-1

<https://kc-1.jp/access/>

テーマ 「和歌山発 クラウドファンディング日本一  
glafitバイクGFR-01 誕生秘話」

講師 glafit株式会社 代表取締役CEO 鳴海 禎造

参加費 会員 4,000円 非会員 4,500円(税込)  
【申込・詳細】

<https://ssl.alpha-prm.jp/nb-net.or.jp/formm2.html>



## ★クイズです！★



問：?に入る数字はいくつ?

7 8 ? 11



## 事務局夏季休暇のご案内



◆8月13日(月)～8月17日(金)まで、夏季休暇とさせていただきます。

## あとがき



「猛暑」「炎暑」「激暑」「酷暑」「厳暑」「盛暑」「極暑」「大暑」「劇暑」「暑熱」「酷熱」「炎熱」暑さの表現は多種多彩...。これらの使い方が何を基準にしているのかいま一つ理解に苦しむところですが連日「厳しい暑さ」であることには違いありません。このままでは今年の秋はどうなっているのでしょうか。

異常気象ともいえる暑さの中「ぜ・えぬびーvol.14」をお届けすることができました。8/28はブログの垣根を取り払ったNBK『8月度月例会』、8/31は『夏のビッグイベント』、10/17～『JNB新事業創出フォーラムin北海道』、11/19は『NBKフェス2018』と皆様のご協力なくしては成り立たない事業が目白押しです。

NBKはこれからも少しでも皆様のお役に立てるような活動をしてまいりますので皆様のご協力とご参加お願い致します。NBK公式SNS(FB/Twitter/Instagram)のフォローも是非お願いします。ホームページも随時更新しておりますので是非覗いてみてください。

## 行政からのお知らせ



### ◎大阪府からのお知らせ 大阪共創ビジネスプログラム(OCBP)

<http://www.ocbp.jp/>

大阪府商業・サービス産業課では、府内中小企業の新規事業創出を支援する事業を実施しております。全てのモノやサービスがインターネットでつながる社会が身近になり、企業の事業活動を取り巻く環境は大きく変化しています。今後ますます企業間の競争が激しくなる中、企業が持続的に成長していくためには、新たな領域に挑戦することが必要です。本事業では、自社単独では困難な新たな領域への挑戦を、事業構想の経験豊富なメンター陣がワークショップ、個別のハンズオンを通じて支援します。またハンズオン支援では、生活者との対話によるリビングラボを通じて、市場ニーズに沿った事業計画づくりを支援します。



## みんなのギモン 専門家がお答えします



- Q. 子供名義で非課税額である年110万円の預金を何年も続けていると、一括贈与とみなされて贈与税はかかるか？
- A. 贈与という行為は、ものをあげる人(贈与者)がものをもらう人(受贈者)に対して贈与する旨の意思を示し、かつ、受贈者がそのものをもらうことを承諾して成立する契約です。お尋ねのような場合は、名義預金として認定される可能性があります。
- 他方、一括贈与とされることも考えなければなりません。名義預金とは、親が子供名義の預金口座を作って、親がその口座の通帳と印鑑を持ったまま、それを管理し、勝手に毎年110万円を預金し続けることをいいます。この場合、名義預金と認定されます。
- これらの子供名義の口座に預金した財産について遡って相続財産に算入され、相続税が課税されることになります。これは、預金に限らず株式についても同様です。したがって、親が子供に財産を贈与する場合には、親子間で贈与契約を締結し、公証役場で確定日付を取得することをお勧めします。そうすれば、贈与契約書がその確定日付の日存在していたことを第三者である公証役場が証明してくれることになります。そうしたうえで、親の銀行口座から子供の銀行口座(通帳、印鑑、キャッシュカードなどすべてを子供が管理している口座、これは必須です)に送金します。これでも安心はできません。毎年、贈与する金額を変えて、贈与税を支払う年もあれば、贈与しない年もあるように工夫が必要です。
- 親から子へ財産を移したい場合には、暦年贈与の他に相続時精算課税という方法もあります。これは、2,500万円までの贈与は課税されません。しかし、これを選択すると撤回はできません。また、2,500万円を超えるとその超えた部分については、20%の税率で贈与税が課税されます。相続時精算課税を選択して贈与を行った場合には、贈与者の死亡により相続が開始したときには、その贈与により取得した財産は、贈与をしたときの価額で相続財産に算入され、相続税が課税されます。その際、支払った贈与税がある場合には、その贈与税額が控除されます。他に親から子に財産を移す方法としては、住宅取得等資金の非課税、信託を利用した教育資金や結婚資金の非課税などがあります。

★お答えくださった人:税理士 大谷 富太郎 氏

※質問募集中!!

ご質問があれば、質問事項・メールアドレス・所属・氏名・電話番号を明記し、「専門家がお答えします」宛宛にお送りください。  
(送付先アドレス:nbk@nb-net.or.jp)



発行元：一般社団法人関西ニュービジネス協議会

〒540-0034 大阪市中央区島町1-2-3 三和ビル8F

TEL 06-6947-2851 FAX 06-6947-2852

<http://www.nb-net.or.jp> nbk@nb-net.or.jp

◎ツイッター ⇒ @NBK10

◎フェイスブック ⇒ @nb.kansai 「いいね!」をお願いします!